

木造家屋建築工事における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9～10	住宅改修工事現場にて、アルミサッシの切断作業中に、誤って電動工具で左手甲を切断し負傷する。	50	1～9
1	10～11	新築工事現場にて、1階玄関で、電動センサーを使用して木枠を切断加工していた際、不注意によりサンダーの刃が服（ズボン）を巻き込み、左膝下を約10センチ切創した。	60	—
1	15～16	建築現場にて、右手に釘打ち銃（釘の大きさL75）を持ち、間柱に釘を打つ作業をしていた。間柱の上部を終え、下部の作業をするためにしゃがんだところ、手に持っていた釘打ち銃で誤って左足を打った。	26	—
1	14～15	宿舍のガレージに於いて、屋根防水工事に使用する材料の梱包をカッターナイフで開封中に手が滑らせた際、左手親指の付け根に刃が触れ切創した。	56	—
1	13～14	現場で型枠作業に使う材料の木材を丸ノコで切断中に、刃に木材が巻き込まれて想定外の動きをとり、左手小指から人差し指にかけて切ってしまった。	36	1～9
1	7～8	社内の加工場で、トラックの荷台に前日の工事で出た板金屋根廃材を荷おろし中、左手の平を廃材に引っ掛けて負傷し、10針縫う大けがを負った。	43	—
1	9～10	建築中の部屋の壁に石こうボードを貼る作業中、ボードの面を取るためカッターナイフを使用していて、ボードが小さかったので滑り、左手親指を切ってしまった。	65	1～9
1	10～11	建築現場でロフトのハシゴを切断中に、工具（グラインダー）の反発により、右下の大腿筋を負傷してしまった。	32	1～9
		高さ1m、直径30cmの切り株を、地面から高さ10cmに低くする為、チェーンソー（刃部40cm、全長80cm、重量6.2kg）で木を左右から切っていた際、方向を変えた		100

2	14~15	時、キックバックを起こし、右足首のくるぶしの上にチェーンソーが当たり負傷した。	39	~ 299
2	14~15	現場にて、工事中にコンクリート杭の頭をデスクグラインダーでカットしている際、グラインダーがはじかれてしまい、その勢いで添えていた左手手首を切ってしまう受傷した。	67	1~ 9
2	15~16	当社作業所内で、被災者は軸傾斜昇降盤を使用して板割り作業を行っていた。板材（200mm×40mm×2000mm）を手で押し出していたところ、誤って左手拇指が回転刃に当たり負傷したものである。	19	1~ 9
2	11~12	新築工事現場において軒天を施行中、手のこぎりで野縁を切断していた際、誤って刃が左手人差し指の付け根に当たり、負傷した。	58	—
2	9~10	木材を切断している時、誤って左手の人差し指を切断中指を切った。木材を切断する帯鋸で、切断した。作業員Aが木材を出し作業員Bが木材を取るという工程である。	23	1~ 9
2	11~12	改装工事において、屋根のほぞを取付作業中、丸ノコの刃を上に向け、刃が部材にうまく当たる様に目視で確認するため、丸ノコのカバーを下に下げる時、手袋が刃に巻きつき左手人差し指を負傷したものである。	57	1~ 9
3	15~16	個人住宅建設現場で1階部分の屋根を建設中、丸ノコで木材を切断中、作業台から木材が落ちそうになり、それを取ろうとして前足を滑らせ、添えていた左手を誤って負傷した。	23	1~ 9
3	14~15	新築工事で木工事加工中、手かんなで柱を削っているとき、誤って手のひらにトゲがささった。	69	1~ 9
3	9~10	外壁タイル下地の腐食箇所撤去作業中に、丸鋸の刃に親指が巻き込まれてしまった。	54	1~ 9
3	16~17	建売住宅基礎工事で木材を丸ノコで加工中、突然丸ノコがはねて左指を負傷した。	32	1~ 9
3	13~14	玄関リフォーム工事で使用する木材を自動カンナ壁を用いて加工中、材料を送っている手が誤って刃に触れ、右手の人差し指・中指・薬指を損傷した。	30	1~ 9

3	8~9	木造の新築工事現場で階段取付造作作業中、ノミで溝堀をしている時に不注意でノミが左手親指をついてしまった。	34	30 ~ 49
3	9~10	自社の作業場にて、直角二面かな盤による木材寸法取りを行っているときに、一面分の作業時に不必要であった二面目の切削部を動作させたまま作業を行ってしまい、木材が送り部に弾かれた勢いで二面目の切削部に右手が触れてしまった。	64	30 ~ 49
3	16~17	お客様宅新築工事施工現場で、上棟の日に屋根のコンパネ（構造用合板）を切断中に、耳に掛けてあった鉛筆が下に落ちてしまい、それを拾う際に誤って、左中指が当たり切れてしまった。	35	1~ 9
3	9~10	屋根工事の登板金取付時、棟際に押さえを差し込むのに両手の力をいれ、バランスがくずれ、薄いビニール手袋着用のため右親指を裂傷する。	38	10 ~ 29
4	9~10	境内にある建物のリフォーム工事中、窓サッシを取り替えるため、専用のカッターを使って古いシーリングを外す作業をしていた。左手で押さえながらシーリングを外していたところ、勢い余ってカッターで左手中指を切創し、第二関節の神経が切れてしまった。	21	1~ 9
4	16~17	社内工場で自動カンナ機で木材加工中、手元不注意で指が刃先に接触し負傷した。	64	1~ 9
4	9~10	作業場に於いて、電気万能機手押しカンナ盤（床固定式・木材をスライドさせてカンナ仕上げする）を使用中、木材を押さえていた左手が滑り、カンナ刃（ロータリー回転刃）に左手小指が巻き込まれ、第2関節より先が切断された。欠損した部位を接合するのは困難なため縫合処置となった。	37	1~ 9
4	15~16	自社所有のアパート内装工事にて、工具点検準備中に誤ってサンダーを作動させてしまい、左手首が接触し負傷した。	46	10 ~ 29
4	13~14	住宅の和室床工事中、木材を丸鋸で切断していた時に手が滑って刃に接触し、左手中指を切傷した。	67	1~ 9

4	15～ 16	塩ビパイプを電動ノコにてパイプを切断作業中、足にノコ歯が接触し切った。	60	10 ～ 29
4	16～ 17	新築現場にて、丸ノコを使って下地材を右手でおさえて左手で切っていたとき、誤って親指先を切断した。	62	10 ～ 29
5	16～ 17	個人住宅新築工事現場にて、当社大工職員が材料（断熱ボード）を運搬後、床に置こうとした時に腰袋が当たってその拍子に腰袋に入れていたノミ（幅3cm）が腰袋から突き出して右腿に刺さり、幅5cm・深さ1cm位の傷を負った。	24	30 ～ 49
5	14～ 15	リフォーム工事において2階床造作作業中、既存床梁の調整のため丸ノコにて割っていた際、突然丸ノコが反発し、その反動で刃が左手中指に当たり、裂傷した。	66	1～ 9
5	11～ 12	被災者は工場で材木加工をしていたとき、材木の一つを電動ノコギリにかけたところ、すぐに割れてしまった為、その勢いのまま左手中指先をノコギリに接触させてしまった。	47	1～ 9
5	17～ 18	共同住宅新築工事現場で使う手すりの下地を、自社作業場の高速カッターを使用し刻んでいた時、安全カバーに刃が食い込み、カバーが外れて右手親指に当たり切傷した。	53	1～ 9
5	15～ 16	一般住宅建築作業現場内において内壁用の壁材を取り付ける際、専用の電動工具を持つ左手が滑り、誤ってビスを刺してしまった。	17	10 ～ 29
5	7～8	改築工事に使用する木材を電動カンナで加工中、誤って刃に左手が触れ負傷した。	22	1～ 9
5	17～ 18	10cm×2m×厚み1cmの野地板を手を持ったまま、丸のこぎりで切断していた時に、板がはねて親指をのこぎりで切ってしまった。	34	1～ 9
6	15～ 16	当社工場で万能機械を使用し木材切断加工中に、誤って右手を滑らせ刃に接触し、右手人差し指を切断した。また、右手中指外側を削ぎ落とした。	66	1～ 9
	16～	加工作業場にて木材の加工仕上げ作業中であった。自動手押しカンナ盤で木材を		1～

6	17	送っていたところ、木材の固い節の部分が弾けてそれを押さえようとして右手をカ ンナ刃に引っ掛けてしまった。	30	9
6	14～ 15	建築工事現場で電動丸鋸を使用し、野縁（3cm×4cm×360cm）の加工中、高さ1m 位の作業台の上で、左手で材料を押さえ、斜めに切ろうとして、誤って左手人差指 の先より第一関節の間1/2位まで切ってしまった。	26	1～ 9
6	9～ 10	作業場で木材のきざみ作業中に、機械に右手（ゴム手袋着用）を巻き込まれて負傷 した。	35	1～ 9
6	13～ 14	建物建築中の現場内において、木材を電動ノコギリで切る作業をしている時に、木 材を押さえていた左手母指を誤って損傷した。	67	30 ～ 49
6	16～ 17	海の家建築に際し、外壁に用いる板材の長さを調整する為、電動丸鋸で切断中、 誤って丸鋸が跳ねて、右足の甲に当たり負傷する。	73	1～ 9
6	13～ 14	住宅の土台引き工事中に、釘打機トリガーを引いたまま左膝上部に当ててしまい、 発射してしまった。	47	1～ 9
6	13～ 14	現場で家屋解体中、1階土間上にドアや窓ガラスを1ヶ所に集め、割って集積して いる場所で、内装機撤去作業をしている時に足を滑らせ、安全靴は履いていたが、 足を負傷してしまった。店舗住宅のため、ショーウィンドー等のガラスが多かつ た。	49	10 ～ 29
6	11～ 12	ユニットバスの解体作業時に、ユニットバスの壁材のタイルで右手首を負傷した。	49	1～ 9
6	14～ 15	改築工事において木材加工時、手鋸により、左親指から人差し指にかけて長さ5 cm、深さ1cmの切創を負うことにより、筋部まで負傷した。	63	1～ 9
6	9～ 10	木造住宅1階のトイレ（幅約80cm、長さ125cm）にて、便器撤去後の床板を貼り替 えるため、電動丸鋸にて開口しようと床面に当てた際に、強い反動を受け、直近の 右足親指より第3指まで裂傷を受けたものである。	63	1～ 9
6	18～ 19	当社工場内にて、翌日の工事を円滑に進める為の準備作業として、雨樋を電動のこ ぎりで切断中、のこぎりがぶれた拍子に樋を支えていた左手に触れ、手首上部を切	38	1～ 9

		傷した。		
7	16~17	住宅リフォーム工事中に、和室入口の額縁を取り外す作業をしていて、他の壁を傷つけない様にバールではなく、ノミを使っていた。左手にノミを持ち、力を入れた時すべって右手の指にあたり、右手親指つけ根を裂傷した。	31	1~ 9
7	10~11	屋根工事現場において、休憩をとるため一階屋根から足場のパイプをつかみ降りようと、誤って背中を破風で負傷したもの。	70	1~ 9
7	15~16	土留工事に従事中。土を入れた所の凹凸をスコップにて後退しながら均していたところ、土に踵足が取られバランスを崩し尻もちをついた瞬間、擁壁上部に出ていた鉄筋（直径約9m/m、長さ約20cm）が肛門の右側に刺さり受傷したもの。	75	1~ 9
7	14~15	エクステリア工事において、駐車場の床に石を貼る作業中、ディスクグラインダーを両手で持ち石を切っている時、硬度の強いところで刃が跳ね返された際、右手に刃が当たり負傷した。	48	1~ 9
7	11~12	作業場において、修繕工事に使用する木材をカンナ機で加工途中でカンナ機の刃を脱着していたが、誤って手を滑らせ左手の第2指、4指、5指を切傷してしまった。	70	1~ 9
7	11~12	第2期4号棟で2階建て方の際床部分の梁の針止めをしている時、雨で滑ってしまい誤って左足を針打ち機で打ってしまい負傷してしまった。	25	1~ 9
7	10~11	自社倉庫内に於いて、当日は現場が無かったため倉庫で作業中、木材の端材で倉庫で発生するゴミを入れるゴミ箱を作っていた時、釘打ち機を持って木材に近づいたところ、足を滑らせ体勢を崩して転倒した際誤って釘打ち機の釘が右手第2指に刺さり右手第2指、首及び右肩を捻り負傷したもの。	53	1~ 9
7	7~8	昇降盤を使用してコンクリート型枠の切断作業中あばれた型枠合板を押さえようとして誤って手を近づけてしまい軍手をノコギリに巻き込まれてしまったため左手の指3本がノコギリの歯にあたりえぐり取られてしまった。	68	1~ 9
7	8~9	当社の作業現場にて、作業の準備中荷物をトラックの荷台から降ろしている時、釘打ち機を地面に落とした。落とした釘打ち機を持ち上げようとした際に、誤ってトリガーを掴んだため、釘が左足の甲（くるぶしあたり）に打ち出され負傷した。	20	1~ 9

7	16~17	改造工事現場で木材を電気丸ノコで縦割切断中木材の反発により、木材を押さえていた左手親指に丸ノコの、接触により親指を切断した。	35	1~ 9
7	11~12	元請けの新築工事現場にて造作作業中押し切り丸鋸で切断している際に、木材が跳ねたため添えていた左手指先と丸鋸が接触し負傷したものである。当初、第3指挫創と診断されたが病院に転院し受診したところ、左中指感染性壊死と診断され即日、手術、入院となった。	42	1~ 9
7	14~ 15	新築工事現場内において、釘打ち機を使用して、間柱、窓台、まさぐ、方位等の構造体の施行作業中、作業をしやすくする為、右手で釘打ち機を持ち、左手で右足のズボンの膝の部分を持ち上げたとき、釘打ち機のスイッチ（トリガー）を握ってしまったため、針が発射され右足内腿に刺さってしまった。	19	1~ 9
7	15~ 16	基礎工事作業中、型枠を組み、コンクリート打設後に、雨対策のためビニールで型枠の上を養生（上にかぶせる）を2人でしていたとき、被災者はビニールを押さえていた。相手がカッターでビニールを切るときにタイミングが合わず、指に当たり負傷した。	34	1~ 9
7	17~ 18	工務店の資材ヤード内にて、資材整理を行っていた際、充電丸ノコにて木材を切断しようとしていた際、木材を作業台等に固定せず、左手で持ったまま無理な姿勢で切断しようとしたため、意図しない方向へ丸ノコが走ってしまった。それにより、木材を持っていた左手親指の一部（先端）を切断した。	45	10 ~ 29
7	13~ 14	個人宅新築工事において、脚立の上に足場を組んで天井の下地作り作業中、エアードリルを誤って指に打ち込み負傷した。	47	10 ~ 29
7	13~ 14	屋根工事現場にて、下地修理の工程で垂木に添える木材を道具を使って加工中、手を滑らせて刃先が右手甲に当たり、切り込んで負傷した。すぐに病院へ行き処置し、右手伸筋腱断裂と診断された。	32	1~ 9
7	10~ 11	作業場にて、借家改修工事の屋根材の下地に使うフェルトをカッターで切る作業をしていたとき、左手で定規を押さえていたが、力が入りすぎたためか左手が定規からずれ、カッターの刃が左手親指付近に接触し裂傷を負った。	24	1~ 9

7	15～ 16	外構工事にて、鎌で庭木の伐採作業をしていたところ、誤って鎌が左手人差し指に当たり負傷した。	21	1～ 9
9	13～ 14	工場改修工事現場で使用するための木材を会社敷地内で切断する作業をしているときに、電動手押しカンナに左手小指を巻き込まれて、第一関節から失ったもの。	22	1～ 9
9	11～ 12	修理現場で、ステンレス鋼板を加工中に、誤って右腕をステンレスに引っ掛けたものである。	30	10 ～ 29
9	9～ 10	新築工事現場において、現場で軽量鉄骨（50cm×50cm×3m、30kg）を2人で運んでいる最中。1回休憩するために資材を地面に下ろそうとした際にバランスを崩し、資材の角の部分で左肘から手首にかけて切傷した。	45	10 ～ 29
9	8～9	立木伐採工事にて、左ききの為左手で手のこを持ち、右手に持った枝を切っている時、誤って右手親指つけ根に手のこがあたり負傷した。	59	1～ 9
9	17～ 18	新築工事現場において、傾斜板（卓上丸ノコ）で押し入れ材を加工中に右手親指を負傷した。	48	1～ 9
9	14～ 15	鉄骨造2階建て住宅新築工事現場で厚さ12mm幅100mm長さ900mmのコンパネを3枚重ねた状態で、電動丸ノコを使って切断中に、電動丸ノコの刃がコンパネにひっかかり、電動丸ノコが手元に戻り、左ふとももを切傷した。	65	1～ 9
9	14～ 15	整備中、板の加工中据え付けの電動カンナに手がすべり、電動カンナの刃に右手中指があたり負傷したものである。	61	1～ 9
9	11～ 12	作業場で倉庫内事務所新設工事の木材の加工の為、電気のかぎりを使用中に手をすべらせて、左手薬指の先を負傷した。	64	1～ 9
9	11～ 12	木材加工用の機械（手押しプレナー）で、長さ45cm巾6cm厚1.5cmの木材を削っている時に、比較的短く厚みが薄い木材（板状）だった為（長ければプレナーの刃の上部には手を置かない）、また回転する刃の抵抗力もあり、それを押さえつけながら（負傷者から見て前方へ）押し削っていた時に運悪く手が滑って、高速回転するプレナーの刃に触れてしまった。	38	1～ 9
		一戸建新築工事現場において、車庫内で養生に使用するための厚さ2.5mmのベニ		1～

10	8~9	ヤ板を長さ17cmのカッターで切断していたところ、勢い余って定規に使用していた板がズレて押さえていた左手の親指にカッターの刃が触れ負傷したもの。	23	9
10	16~17	木造2階建ての工事現場で、2階屋根下地のコンパネ（1800cm×900cm×12）釘止め作業中、自動エアー釘打ち機で、野地板を右から左に打ってきて、左足の安全靴の上（靴の先から7~8cm位のところ靴の補強金物より、2cm位入った位置）に誤って釘を打ち込んで負傷した。	30	1~9
10	9~10	現場で出た廃材や残材を管理する置き場で、廃材を細かく切断する作業中に、誤って左手の指に電動工具が当たってしまい、骨折した。	26	1~9
10	14~15	木造住宅改築工事の現場に於いて、浴室ユニットバス解体作業中に、鉄部分を電動サンダーで切断中、サンダーが鉄部に挟まった反動で切断砥石が左足に接触して受傷した。	67	1~9
11	14~15	個人宅リフォーム工事現場において、角材を利用寸法に電動丸ノコでカット作業中、誤って木材を押さえていた左手指先に丸ノコの刃が当たってしまい、左手人差し指（骨折を含む）、中指、薬指3本の第1関節部を負傷した。	39	30~49
11	14~15	当社工場内、断裁機で位置をセットする際、誤ってクランプを下してしまい、指を挟み受傷したものである。	61	1~9
11	11~12	木造戸建の新築工事現場で、1階の床下地合板を釘打ち機を使用して、土台に固定中、操作を誤って、自身の左膝に誤射した。	30	50~99
11	9~10	個人宅新築工事現場において、梁材と壁合板の下にあるロープを取ろうと引っ張ったところ、梁の角に右手中指が当たり裂傷となる。	35	10~29
12	8~9	木造2階建住宅新築工事現場で、卓上丸鋸を使用して床板を切断後、切れ端を除去しようとしたところ、安全カバーの付近に切粉がたまり下がりが悪かったため、まだ回転が停止していなかった丸鋸の刃で負傷した。	50	1~9
12	8~9	アパートリフォーム工事現場で、造作工事開始時、自身の工具（電動丸鋸）の始動確認を行った際、誤って右手薬指の第一関節から上を切断した。	35	1~9

12	14~15	工場内にて台鋸で木材を加工していた。両手で木材を持って合わせていた鋸が回転しているときに左手を近づけて、左手指を裂傷した。	52	1~9
12	11~12	自社作業場において、改築工事に使用する材料を直角二面かな盤で削っていると、誤って左手親指の腹側が刃に接触し負傷した。	35	1~9
12	11~12	当社3階作業場で、板状の部材（幅30mm、厚さ4mm、長さ1m）を、精密横切機で長さ80mmに切断中、部材を左手で取り除く際に体のバランスを崩し、体勢を戻そうと手をついたとき、左手が回転中の丸鋸に接触し、左手の指を負傷した。その後、救急車で病院に搬送された。	21	1~9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html